

公 示 日 : 2025 年 3 月 26 日 (水)

調達管理番号 : 24a01080

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : 全世界 (広域) クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」を  
推進するための水道経営改善指導

適用される契約約款 :

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します  
ので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課  
税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 水道経営改善指導
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 5 月中旬から 2026 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 2.35
- (3) 業務日数 :
  - ・ 第 1 次 準備業務 9 日、現地業務 (2ヶ国) 18 日、整理業務 4 日
  - ・ 第 2 次 準備業務 4 日、現地業務 (2ヶ国) 18 日、整理業務 6 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しておりま  
す。各次における国内業務の具体的な業務日数の提案は可能です。現地業務期  
間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 4 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) )

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 4 月 18 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
( <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html> ) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 24 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 6 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 36 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 6 点
  - ③ 語学力 14 点
  - ④ その他学位、資格等 14 点

(計 100 点)

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 類似業務経験の分野 | 水道事業体の経営改善に係る各種業務  |
| 対象国及び類似地域 | アジア・大洋州・中東地域及び全途上国 |
| 語学の種類     | 英語                 |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

JICA は、「安全な水への全ての人々の公平なアクセス」というビジョンの実現のために、自立的に資金を調達して水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすことを目指し、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を推し進めている。

開発途上国の水道事業においては、サービス水準の低さ、それに対する市民の不満と水道事業体に対する信頼の欠如、非効率な事業運営、資金不足が悪循環のように連鎖している状況が多く見られる。この悪循環を、サービスの改善、運営の効率化、料金収入の確保、投資の確保という好循環に転換して、成長軌道に乗せるため、JICA は日本に実績と強みがある、施設整備による料金収入基盤の拡大とサービス向上を起点とするアプローチと、無収水削減による収支改善とサービス向上を起点とするアプローチを採用して支援を行っている。

これにより、本クラスター戦略の中で定義する 4 つの発展段階（①人間の安全保障重視型、②基本的サービス向上支援型、③水道事業体成長支援型、④セクターガバナンス支援型）を水道事業体がひとつずつ登っていくことを想定しているが、水道事業体のマネジメントクラスに事業経営に関するノウハウが不足するため、適切に課題に対応する経営が出来ないケースがある。

本業務は、水道事業体のマネジメントクラス（経営層や幹部）に対して、水道事業体の財務分析等を通じて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用を含め、成長段階に応じて必要となる経営改善を助言、指導することで、クラスター事業戦略の推進に寄与しようとするものである。

## 7. 業務の内容

調査対象国に対して、既存資料及びインターネット上で、各事業体の経営状況について、各種指標の情報収集の上、分析を行い、経営改善点をまとめた上で現地業

務を行い、対象事業体のマネジメントクラスと協議を行い、事業改善に向けた取り組みについて確認する。一定期間経過後に再訪し、事業改善の取り組みの進捗を確認し、改善施策の加速化を図るための協議を行う。

対象はバングラデシュ（クルナ上下水道公社（KWASA））、ヨルダン（アカバ水道公社（AWC））、ソロモン（ソロモン水道公社（SIWA））とする。

KWASA と AWC については、以下の 1) の結果を踏まえ、JICA と協議の上、どちらを 2) 以降の対象とするかを決定する。その後、対象とする水道事業体において、現地業務を通じて 2) の更なる情報収集と分析を行うとともに、3) と 4) の業務を行う。

- 1) クラスタ事業戦略で設定されている指標（モニタリングシートに記載のある指標）の情報収集に加え、2024 年度実施「クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」で作成された診断書・処方箋に記載のある指標について、インターネットや過去調査資料を通じた情報収集
- 2) 1) に基づく対象事業体の財務状況について分析、及び課題の抽出、改善計画（案）作成
- 3) 対象事業体との経営・財務の改善計画の協議
- 4) 経営・財務改善計画のフォローアップ

SIWA については、「クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」を通じて、SIWA の主要業務指標の把握、財務諸表分析、成長スパイラルの総合診断等を行い、阻害要因を解決して成長スパイラルに乗せるための方策およびステップを整理している。水道料金が平均的な家計収入の 10%を超えていることに加え、ほぼ毎年料金値上げを実施しており、家計にとっての大きな負担になっている。SIWA が顧客志向経営を提唱し、改革を進めようとしているため、SIWA の適切な水道料金の設定に向けて、水道料金設定ロードマップの実施に必要となる検討・助言や情報提供を行い、SIWA の具体的な取組を後押しする<sup>1</sup>。2 回の現地業務を通じて、SIWA の具体的な取組の促進を図る。

具体的業務内容は次のとおりとする。

---

<sup>1</sup> 経営改善の後押しが可能な具体的な取組をプロポーザルにおいて、提案すること。

(1) 第1次準備業務(2025年6月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、現地業務対象候補国(バングラデシュ政府・ヨルダン政府・ソロモン政府)作成の関連報告書、学術論文等を参照し、水道事業体の現状と課題を把握する。また、「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」(2024年度)の内容を把握・分析する。また、財務状況を把握し、経営・財務の改善計画(案)を作成する。

なお、ソロモン(SIWA)については、既に「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」で成長スパイラルに乗せるための方策およびステップを検討している。

- ② 上記①の分析結果を踏まえ、SIWAに加えて、現地業務対象候補国から1つの水道事業体(KWASA、AWCから選択する。以下、「KWASA または AWC」という)を現地業務の対象として決定する。
- ③ JICA 地球環境部水資源グループ及び現地業務対象国の JICA 事務所/支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン(英文)を作成し JICA 地球環境部水資源グループによる確認のち提出する。併せて現地業務対象国の JICA 事務所/支所に送付する。

(2) 第1次現地業務(2025年6月下旬~2025年7月下旬)

現地業務対象2ヶ国において、第1次現地業務を実施する。

- ① 現地業務開始時に、対象となる水道事業体にワークプランを用いて、業務計画を説明する。
- ② KWASA または AWC に対して、以下の業務を行う。
  - 1) 準備業務で作成した経営・財務の改善計画(案)をもとに、業務対象の水道事業体に関する追加の情報収集・ヒアリングを行うとともに、財務状況を把握する。
  - 2) 現地業務の最後に、当該水道事業体に対して経営・財務の改善計画を提案する。その中で第2次現地業務までに当該水道事業体が短期的に行うべき取組を整理して、第2次現地業務開始までに本調査団にメールでその実施状況の共有を依頼する。あわせて、当該水道事業体が中期・長期的に経営・財務改善のために行うべき取組について、マネジメントクラスを含めた検討を要請し、第2次現地業務前までにメールで本調査団にその結果の共有を依頼する。

- ③ SIWA に対して、以下の業務を行う。
  - 1) 成長スパイラルに乗せるための具体的な取組について SIWA と協議の上、SIWA に対して、必要な情報提供や助言を行う。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(1)(英文)を水道事業体に提出し、報告する。

(3) 第1次整理業務(2025年10月下旬)

JICA 地球環境部水資源グループ、現地業務対象国の JICA 事務所／支所に現地業務結果報告書(1)(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打合せする。

(4) 第2次準備業務(2025年11月上旬)

KWASA または AWC については共有された回答(短期的な取組の実践状況と、中期・長期的に自組織が経営・財務改善のために行うべき取組)を整理し、先方への質問や助言内容を予め準備する。また、第1次現地業務以降の SIWA の取組状況をオンライン会議等で把握し、課題への対応や更なる取組の推進に向けた助言を準備する。

そのうえで、第2次現地業務にかかるワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部水資源グループによる確認後に送付する。併せて、現地業務対象国の JICA 事務所／支所に送付する。

(5) 第2次現地業務(2025年11月中旬～2025年12月中旬)

- ① 現地業務開始時に各水道事業体にワークプランを用いて、業務計画を説明する。
- ② KWASA または AWC に対して、以下の業務を行う。
  - 1) 第1次現地業務で提示した経営・財務の改善計画の進捗を確認する。進捗している項目については進めるにあたっての課題や工夫についてヒアリングを行う。進捗していない項目についてはその原因を探り、進捗を確保するためにどうすればよいか、水道事業体に対する具体的な提言を整理する。
  - 2) 現地業務の最後に、当該水道事業体に対して経営・財務の改善計画(更新版)を整理し、短期・中期・長期的に経営・財務改善のために行うべき項

目を当該水道事業体に提言する。この提言の際、その場にマネジメントクラスの人材も同席してもらうよう日程アレンジ等の臨機応変な対応を行う。

③ SIWA に対して、以下の業務を行う。

1) 成長スパイラルに乗せるための具体的な取組の状況を把握し、必要な情報提供や助言を行う。現地業務の最後に、SIWA が行うべき取組を提言する。この提言の際、その場にマネジメントクラスの人材も同席してもらうよう日程アレンジ等の臨機応変な対応を行う。

④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (2) (英文) を各水道事業体に送付し、説明する。

(6) 第 2 次整理業務 (2026 年 1 月中旬～2026 年 1 月下旬)

現地業務対象国の JICA 事務所／支所に現地業務結果報告書 (2) (和文・英文) を提出し、JICA 地球環境部水資源グループも含め、現地業務結果を報告する。第 1 次～第 2 次現地業務も踏まえた最終報告会を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン (各現地業務開始前)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載する (電子版をメールで JICA 地球環境部、現地業務対象国の JICA 事務所／支所に送付)。

(2) 現地業務結果報告 (1) および (2)

各現地業務期間終了時。和文及び英文 (電子版をメールで現地業務対象国の JICA 事務所／支所に送付)。

また、第 2 次現地業務結果報告書 (英文) には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏める。

・対象となる水道事業体に対する経営・財務状況の改善に関する提言

(3) 業務完了報告書 (和文 1 部)

2026年1月21日(水)までに提出。

現地業務結果報告書を取り纏めた業務完了報告書(和文)を、JICAに提出し、報告する。各次報告書に参考資料として添付して提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。なお、航空賃等はソロモン及びヨルダンへの現地業務を各2回と想定して計上してください(見積書作成にあたっては、2ヶ国を連続しての渡航ではなく各国ごとに日本発着とします)。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ソロモン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(ソロモンでの現地業務のみ。なお、当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・車両関係費(100千円/調査×2回を想定)

\*臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### (3) その他留意事項

1)ヨルダン国内における宿泊については、安全管理および物価変動に留意し、

アカバ・ペトラでは、21,700円／泊、その他（アンマンを含む）では、19,000円／泊となります。

- 2) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500円／泊となります。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次及び第2次現地業務開始時における C/P 機関との協議について、スケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループから配付しますので、[gegwt@jica.go.jp](mailto:gegwt@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

・「全世界（広域）「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」

・「ヨルダン国南部地域無収水対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査」

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・「ソロモン諸島国 水道公社無収水対策プロジェクトプロジェクト事業完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027611.html>

・「ヨルダン国 マアン県における給水制御システム導入計画準備調査報告書  
(先行公開版)」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000053896.html>

・「バングラデシュ国 クルナ水供給改善整備事業準備調査最終報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255820.html>

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所／支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上